

津波災害警戒区域の指定について

「京都府津波被害想定等検討委員会」における検討を踏まえ、津波防災地域づくりに関する法律第53条に基づき、津波災害警戒区域を指定。

1 津波災害警戒区域の指定（平成29年3月31日指定）

- ・平成28年3月に京都府が公表した「津波浸水想定」を踏まえ、警戒避難体制を特に整備すべき区域を指定。なお、津波浸水想定と同一の区域を指定。
- ・10mメッシュごとに基準水位（津波のせり上がりを考慮した水深）も公表。
- ・各市町における主要な地域（役場付近等）の浸水深と基準水位

市町	地域（字）	浸水深	基準水位	付近の建物等
舞鶴市	浜	0.1～0.7 m	0.1～0.8 m	しおじプラザ（基準水位：0.4m）
宮津市	鶴賀	0.1～1.4 m	0.1～1.5 m	宮津会館（基準水位：0.9m）
京丹後市	網野町浅茂川	0.1～3.7 m	0.1～3.8 m	浅茂川海水浴場（基準水位：3.8m）
伊根町	平田	0.1～1.6 m	0.1～1.6 m	伊根浦公園（基準水位：1.6m）
与謝野町	弓木	0.1 m	0.1～0.2 m	野田川河口

▶ 「津波災害警戒区域」指定の効果

- ・市町においてハザードマップの作成等や、区域内の避難促進施設（社会福祉施設、学校、医療施設等：市町により指定）における避難確保計画の作成等が義務付け。
- ・「津波災害警戒区域」指定は、宅地建物取引業法における重要事項説明の対象となる。

2 区域を示した図書の公表

- ・津波災害警戒区域 位置図・区域図、津波災害警戒区域を含む字名及びその範囲を明示した図（字記載図）を公表

・公表の方法

① 京都府ホームページへの掲載

<http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/2903tsunamikeikaikuiki.html>

② 下記の場所において印刷物による公表

＜京都府＞

防災消防企画課、中丹広域振興局総務室、丹後広域振興局総務室、同宮津地域総務室

＜関係市町＞

舞鶴市役所（危機管理・防災課）、宮津市役所（消防防災課）、京丹後市役所（総務課）、伊根町役場（総務課）、与謝野町役場（防災安全課）

※ 京都府津波被害想定等検討委員会

地震・津波等の学識経験者による委員会を、京都府防災会議地域防災の見直し部会に設置し、津波災害警戒区域の指定及び津波被害想定の設定について検討。平成28年度に3回開催。

〈津波災害警戒区域の指定〉

「津波災害警戒区域」

〔区域〕 津波浸水想定区域（浸水深1cm以上）と同一

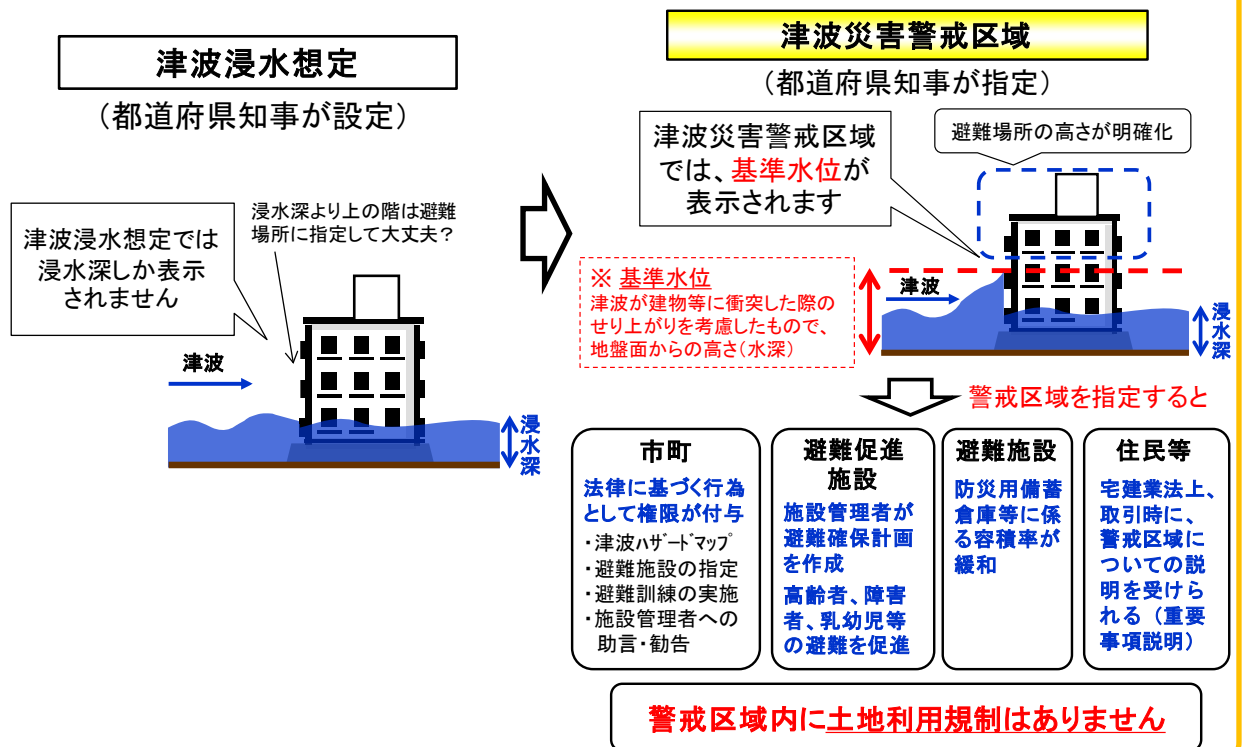
〔表示〕 10mメッシュごとに基準水位（10cm単位）を記載

○ 津波災害警戒区域とは

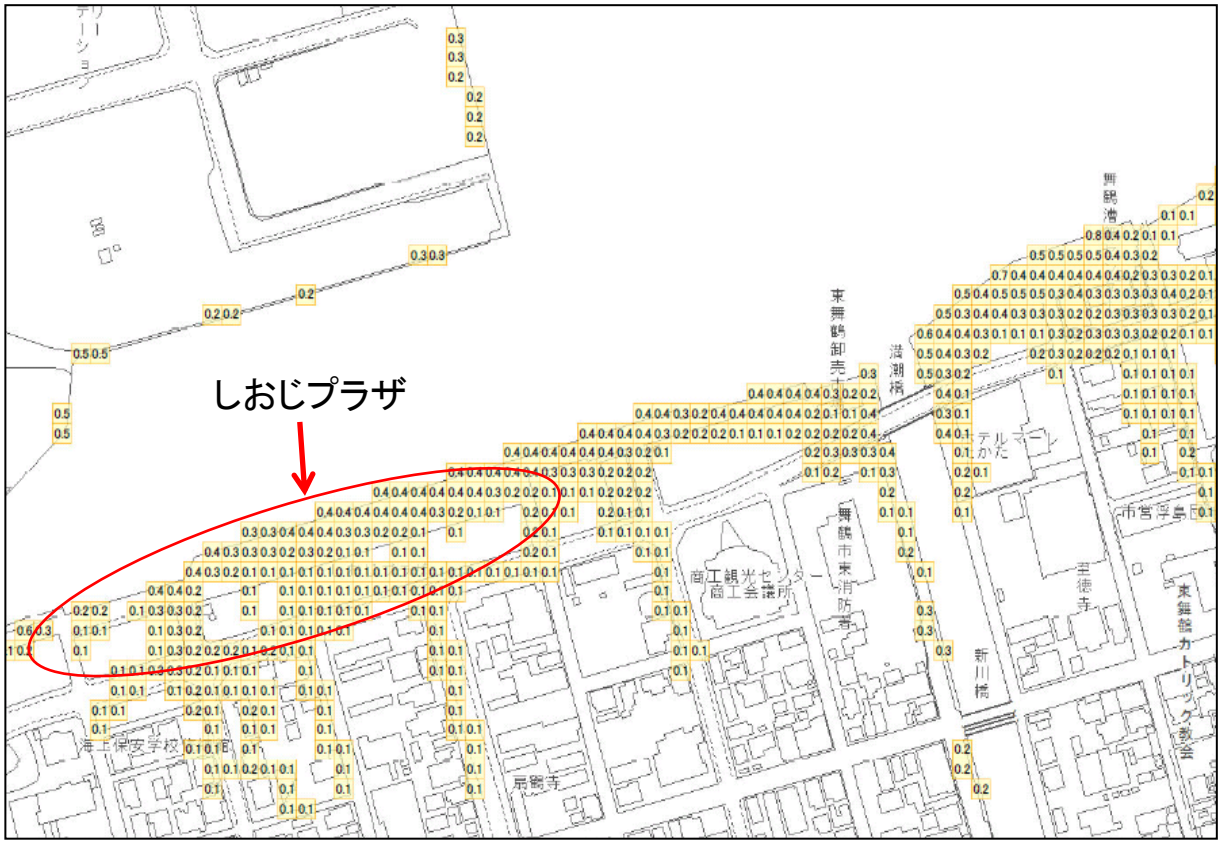
- ◆ 最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域
- ◆ 指定にあたり、「基準水位」（下図参照）もあわせて公表

○ 津波災害警戒区域指定のねらい

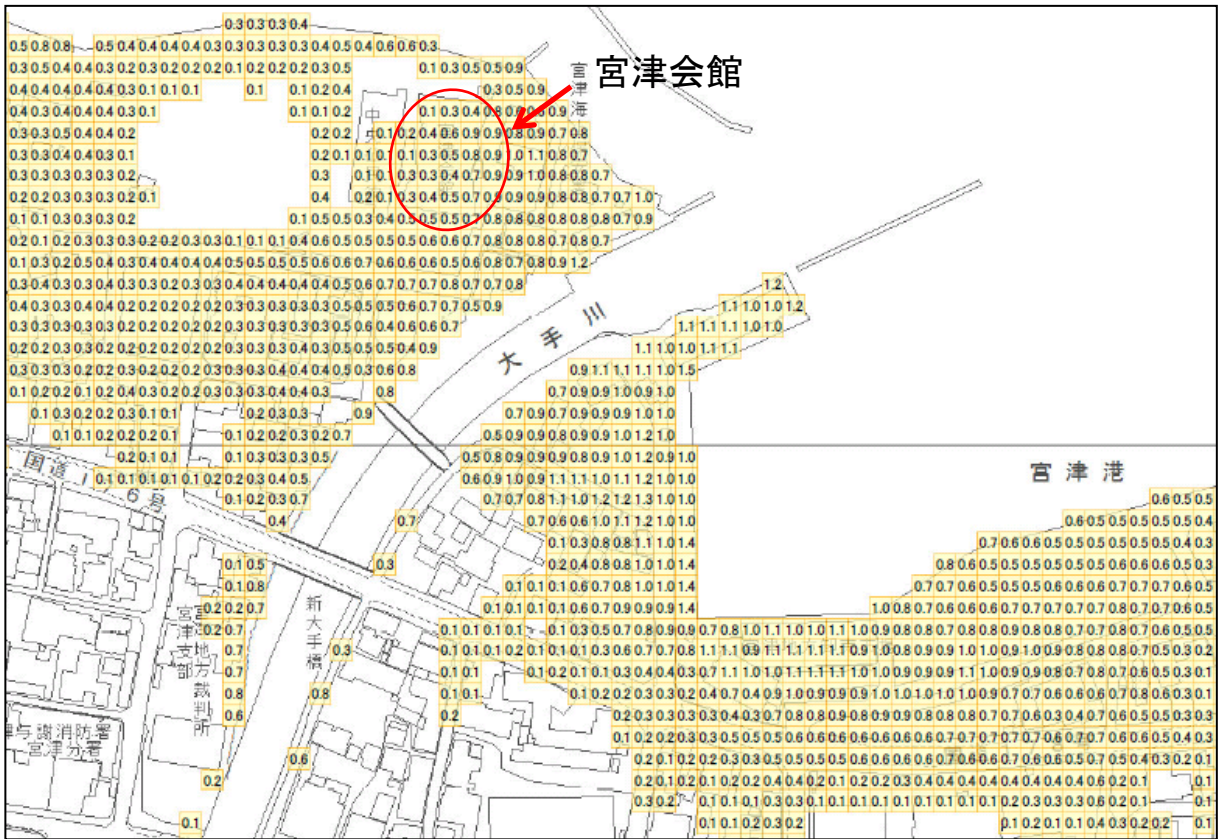
- ◆ 「区域指定」により、市町においてハザードマップの作成等が、区域内の避難促進施設（社会福祉施設、学校、医療施設等：市町により指定）において避難確保計画の作成等が義務付けられるなど、避難対策がより確実なものになる
- ◆ 「基準水位」により、より実効性の高い避難対策が可能となる
 - ・ 津波から避難する上での有効な高さを想定でき、避難施設などの効率的な整備の目安になる



舞鶴市(浜)



宮津市(鶴賀)



与謝野町(弓木)

